

大阪基地廃棄物搬入要領

令和 4 年 12 月 改 定
大阪湾広域臨海環境整備センター

1 受入場所

大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪事業所

2 所在地

大阪府大阪市西淀川区中島2丁目10番100号

3 電話番号及びFAX番号

TEL 06-6477-3356

FAX 06-6477-3357

4 営業日及び受入時間

営業日	○ 月曜日～金曜日 ※土、日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月4日） 及びセンターの指定する日は、搬入できません。
受入時間	○ 午前9時00分～午後4時30分

5 受入対象者

受入対象者は、次の表1、表2に掲げる区域内で同表に掲げる廃棄物等を自ら排出する事業者とします。なお、陸上残土Aは泉大津基地で受け入れています。（※表1の区域内の陸上残土Aの受け入れは令和3年6月以降）

表1

廃棄物等	府県名	市 町 村 名
管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物 管理を要する陸上残土	大阪府	大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、 箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

表2

廃棄物等	府県名	市 町 村 名
安定型産業廃棄物	京都府	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、 井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
	大阪府	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、 八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、 松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、 高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、 大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 太子町、河南町、千早赤阪村
	奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、 桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、 宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、 川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、 明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、 大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村

6 廃棄物の搬入

廃棄物の搬入に当たっては、「受入の手引」に従うほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 搬入車両
 - ・ 搬入に際して、センターが指定したステッカー（小）を車体の前面にステッカー（大）を進行方向左側側面に常時付けること。
 - ・ ダンプングできる車両（観音開き・片開きは不可）で搬入すること。
 - ・ ダンプアップ時の地上最高高さは、6.8m未満とすること。
 - ・ 搬入車両の大きさは、計量ブースに設置されたトラックスケール（縦7.9m、横2.8m）で計量可能なものであること。
 - ・ 搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗浄を行うこと。
 - ・ 排ガス規制の遵守、可能な限り低公害車の導入に努めること。
 - ・ 産業廃棄物の運搬委託を受け搬入を行う車両は、所轄庁に登録されているものであること。
- ② 積み込み
 - ・ 積載制限量を守ること。
 - ・ 契約した廃棄物であること。
 - ・ 廃棄物の混載をしないこと。
 - ・ 廃棄物は、最大径概ね30センチ（廃プラスチック類は15センチ）以下であること。
 - ・ 積載物の落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等で覆蓋すること。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
 - ・ 飛散する廃棄物は、投入時の飛散防止のため適当な湿度を持たせること。
 - ・ 廃棄物の温度が高い場合は、十分に養生し、安全な温度に下げること。
- ③ 運行
 - ・ 「指定した運搬経路」を通ること。
 - ・ 廃棄物処理法、交通法規及びその他の法令を遵守すること。
 - ・ 沿道住民の要望により、基地には早朝及び混雑時は避けること。
また、基地近傍の路上に駐停車しないこと。
- ④ 受付
 - ・ 職員の誘導、指示に従うこと。
 - ・ 受付ゲートの前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。また、コボレーン車にあっては、ゲート前で覆蓋部が完全に開き終わったことを確認してから進行すること。
 - ・ 「搬入車証」を提示すること。
 - ・ 産業廃棄物の搬入には、マニフェストを持参すること。マニフェストを持参されない場合は搬入できません。
- ⑤ 検査・投入
 - ・ 目視検査及び必要に応じて展開・分析検査を受けること。
 - ・ 職員の指示に従い、「車止め（高さ30センチ）」に注意し、搬入者自ら投入すること。
- ⑥ その他
 - ・ 基地の受入体制の都合により、搬入を制限する場合があります。
 - ・ 計器類及びコンピューターの誤作動防止のため、構内で無線を使用しないこと。
基地への入場の際は、電源を切っておくこと。

***以上のことが守れないときは、搬入廃棄物を持ち帰っていただくなど、搬入を認めません。**

***また、埋立処分委託契約を解除することがあります。**

7 指定した運搬経路

廃棄物の運搬経路は、次のとおりとします。

経路番号	経路	対象区域
①	大阪池田線	大阪市（西淀川区、淀川区、東淀川区）
②・③	最寄の高速道路経由→ 阪神高速道路湾岸線	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、 久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、 精華町、南山城村 大阪市（西淀川区、淀川区、東淀川区を除く。）、 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、 箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町、 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、守口市、 枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、 河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、 羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、 泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、 千早赤阪村 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、 桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、 宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、 川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取 町、 明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、 吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、 東吉野村

注意事項

- 基地のある大阪工業団地内では、搬入車証の裏面に示すルートを通行すること。
- 台風等により基地所在地に気象警報が発表されたときは、廃棄物の搬入を停止することがあります。

気象警報：暴風警報、高潮警報

なお、次の場合は、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。

- ・気象警報が発表され、かつ、大阪市から避難指示が出されたとき。
- ・津波警報が発表されたとき。

また、搬入の再開に当たり基地設備の被害の発生、基地の冠水など受入に支障が生じる場合は、搬入を停止することがありますので、事前にお問い合わせください。

8 指定したステッカー

基地に廃棄物等を運搬するときは、次のステッカーを搬入車両に付けてください。

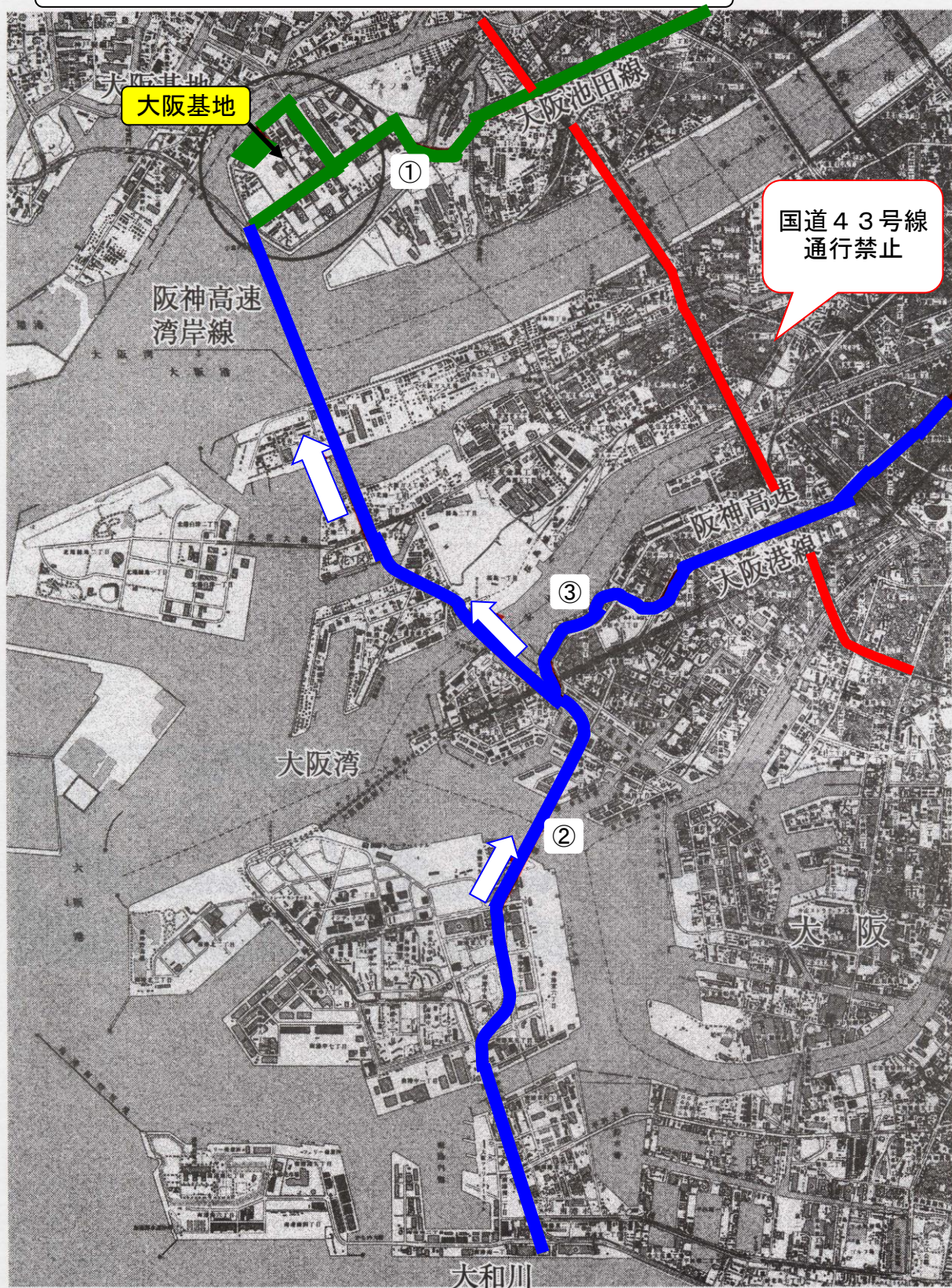


黄



赤

大阪基地搬入ルート図（円内は、搬入車証の裏面を参照）



■ 高速道路
■ 一般道路
■ 通行禁止路線